

青森県太平洋海域ヒラメ資源回復計画

平成20年 3月

青森県

1 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

○本県ヒラメの生態

ヒラメは日本沿岸のほぼ全域に分布する。青森県太平洋岸におけるヒラメの産卵期は6月から7月頃で、ふ化後約1ヶ月の浮遊期間を経た後に着底する。着底稚魚は水深10m以浅の砂または砂泥域で全長8cm～10cmまで過ごす。成長に伴って深所へ移動し、翌年8月から9月に1才魚が大量に本県太平洋南部の砂浜域（浅所）に來遊した後、12月にかけて再び深所に向かう。

ヒラメの成長は比較的速く、本県太平洋岸ではオスは1才で全長28cm、2才で34cm、3才で40cm、4才で44cm、メスは1才で29cm、2才で36cm、3才で43cm、4才で49cmになり、オスは2才で、メスは3才で成熟する。また、この海域に分布するヒラメの特徴として季節による成長差が大きく、7月から12月頃にかけて急激に成長するが、1月から6月頃にかけては成長が停滞する。

○資源水準

本県太平洋海域における近年のヒラメ資源状態は、年齢別推定資源尾数が平成12年をピークに減少し、平成16年には148万尾で最低となり（図1）、平成17年には前年に稚魚が大量発生したことにより一時的に増加したものの（図2）、翌18年には資源尾数が再び減少に転じていることから、資源状態は減少傾向にあると判断された。

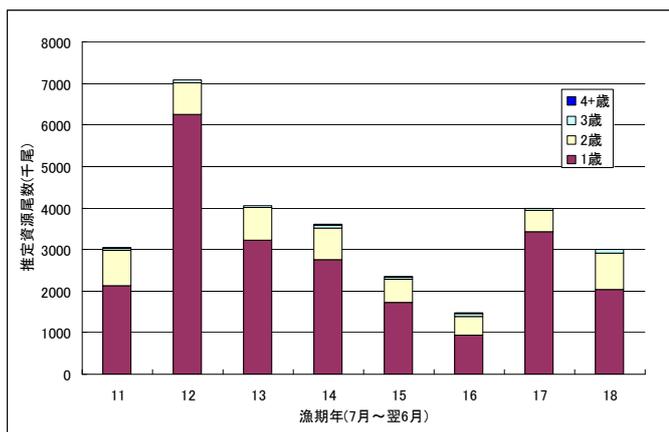


図1 青森県太平洋海域におけるヒラメの年齢別推定資源尾数

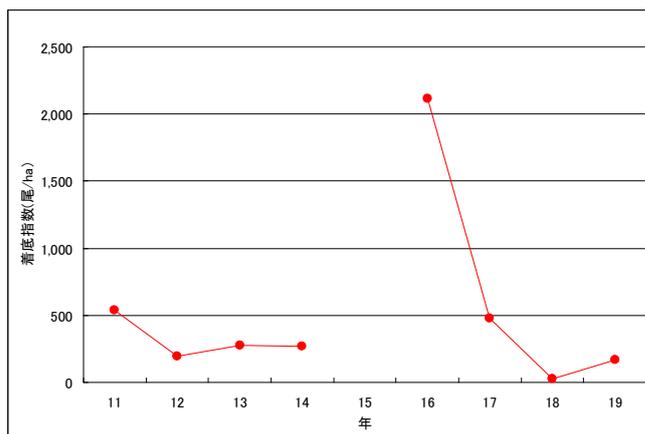


図2 青森県太平洋海域におけるヒラメの稚魚着底指数

※15年は欠測

(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

昭和56年～平成19年までの青森県太平洋海域ヒラメ漁獲量を図3に示した。本県太平洋海域におけるヒラメ漁獲量は昭和35年から約400トンとなっていたが、昭和56年には急激に減少し、平成元年には昭和35年以降最低の66トンとなった。

これに対し、青森県では平成2年にひらめ資源管理指針を策定するとともに、ひらめ種苗放流を開始した。その後、ヒラメ漁獲量は増加傾向を示し、平成12年には1,238トンで最も多い漁獲量となったが、16年には325トンとピーク時の約4分の1以下まで減少し、漁獲量は安定していない。

また、本県太平洋南部海域では若齢魚に対する漁獲圧が高く、資源は減少傾向にあり、持続的に漁業生産をするためにも資源の回復が必要である。

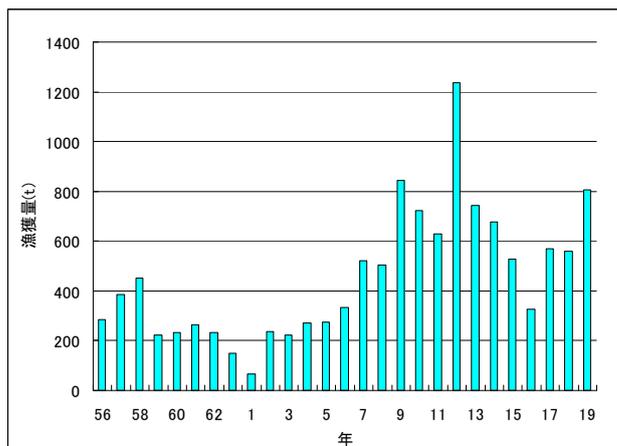


図3 青森県太平洋海域のヒラメ漁獲量

出典：青森県海面漁業に関する調査結果書（青森県）

2 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

①関係漁業の現状

関係漁業の現状について、表1に示す。

表1 関係漁業の操業者数、操業期間

漁業種類	漁協	操業者数	操業期間
小型機船底びき網漁業（知事許可）	八戸みなと	10	4月1日～6月30日及び9月1日～3月31日
かれい・ひらめ刺網漁業（共同漁業権）	尻屋	20	2月～12月
	尻芳	10	周年
	小田野沢	6	6月～10月
	白糖	8	6月～10月
	泊	20	6月～3月
	六ヶ所村海水	19	周年
	三沢市	18	5月～11月
	百石町	10	周年
	市川	7	4月～11月

	八戸みなと	20	周年
	八戸鮫浦	18	周年
	八戸市南浜	47	周年
	階上	35	周年
ばばがれい固定式さし網漁業（知事許可）	白糠	19	2月1日～4月30日
	小田野沢	2	2月1日～4月30日

②漁獲量、漁獲金額の推移

本県太平洋海域でのヒラメ漁獲量は、全県の50%以上を占める。

また、図4に示したとおり、太平洋海域では刺網漁業による漁獲が最も多く、次いで近年では定置網漁業、小型機船底びき網漁業の順となり、これら3漁業で大半の漁獲を占める。

図5に太平洋海域における漁獲量、金額、単価の関係を示した。長期的傾向として漁獲量と漁獲金額は比例し、近年は量、金額ともに減少傾向にある。一方、平均単価の動向は漁獲量に反した傾向を示しており、特に近年は16年に1,385円/kg、17年に487円/kgと大きく変動している。

③漁業形態及び経営の現状

本県太平洋海域においてヒラメを漁獲する主な漁業は、刺網漁業、定置網漁業及び小型機船底びき網漁業である。漁獲量の大部分を刺網漁業が占めており、平成19年は漁獲量806トンの内、刺網漁業が51%、定置網漁業が34%、小型機船底びき網漁業が10%であった。

ヒラメの漁獲は周年行われるが、刺網漁業によるヒラメ漁の最盛期は9月～11月、定置網漁業では10月～12月、小型機船底びき網漁業は12月～5月となる。

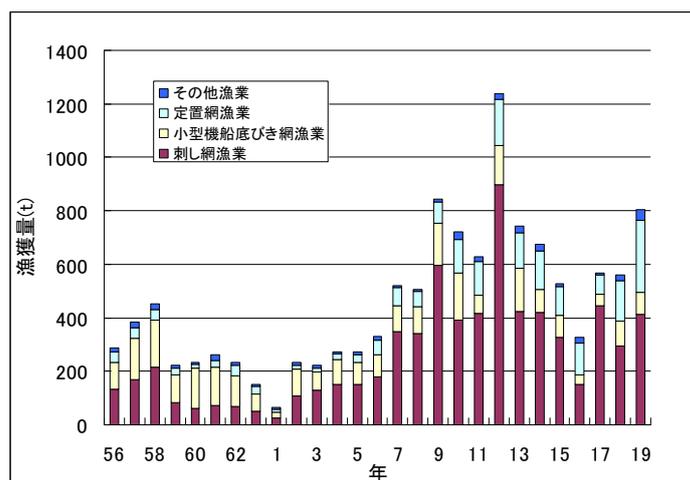


図4 青森県太平洋海域における漁法別ヒラメ漁獲量

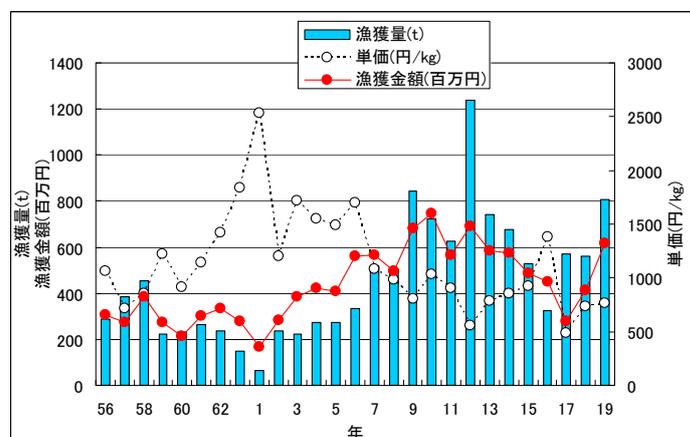


図5 青森県太平洋海域における漁獲量、漁獲金額及び単価の関係

出典：図4、図5共に青森県海面漁業に関する調査結果書（青森県）

④消費と流通の現状

青森県は天然のヒラメ漁獲量が全国でトップクラスであり、前述したとおり、本県太平洋海域は県全体のヒラメ漁獲量50%以上を占めることから県産ヒラメの消費・流通において重要な地域である。本県太平洋海域で漁獲されたヒラメは最寄りの魚市場に集荷された後、地元出荷及び県外出荷（主に築地）される。出荷形態は鮮魚、活魚であり、大型のものは活魚出荷されることが多い。

(2) 資源管理等の現状

①関係漁業の主な資源管理措置

ア. 自主的管理措置

当該海域におけるヒラメの自主的管理措置では平成2年に青森県が「ひらめ資源管理指針」を策定し、平成8年には太平洋地区において漁業関係者が資源管理計画を策定した。その資源管理指針及び資源管理計画の自主的管理による関係漁業の主な規制措置は表2のとおりである。

表2 ヒラメ資源管理指針

漁業種類		措置	内容	
全漁業種類		全長の制限	全長35cm未満の小型魚の再放流	
小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）		漁具の制限	目合60mm以上（ヒラメを対象とする場合、90mm以上）	
		禁漁期間	7月全面禁漁	
		区域の制限	高瀬川河口から、南、北及び沖合い各10km以内の海域で9～10月全ヒラメ再放流	
刺網漁業	かれい・ひらめ刺網漁業	漁具の制限	ひらめ	目合6.0寸（182mm）以上
			かれい	目合3.5寸（106mm）以上（6～7月 6寸以上）
		方法制限	24時間以上の留網の禁止	

イ. 公的規制措置

表3のとおり。これにはア. の自主的管理措置を受けて公的規制措置化されたものも含まれている。

表3 公的規制措置

区分	漁業種類	措置	内容
知事許可漁業	小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）	漁具の制限	目合6cm以上 開口板とう載の禁止
		操業区域	操業区域の設定
		操業期間	4月1日～6月30日及び 9月1日～3月31日まで
		航跡記録の保管	GPSに表示される航海中の航跡について、次回出漁までの間保管
	ばばがれい固定式さし網漁業	漁具の制限	目合121mm（4寸）以上
		操業区域	操業区域の設定
		操業期間	2月1日～4月30日
共同漁業 権漁業	かれい・ひらめ刺網漁業	漁具の制限	目合3.5寸以上

②遊漁の現状

ヒラメは遊漁の対象になっているが、釣獲量は不明である。

③資源の積極的培養措置

青森県水産動物の種苗の放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（以下、「第5次県栽培漁業基本計画」という。）に基づき、（社）青森県栽培漁業振興協会が種苗生産を行い、全長50mm～80mmサイズの種苗を、近年では50万尾～80万尾放流している。（図6）

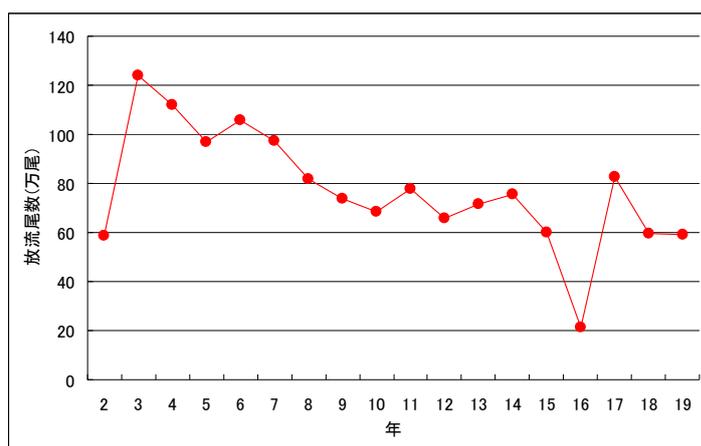


図6 青森県太平洋海域におけるヒラメ種苗放流尾数

④漁場環境の保全措置

青森県ではヒラメを対象魚種に含む餌料培養基質を備えた魚礁漁場等について整備を行っているが、漁業者による施設の利用及び漁協、市町村で構成

する漁場管理運営協議会による管理・保全を行っている。実施状況は表4のとおりである。

表4 ヒラメを対象魚種に含む魚礁漁場等の整備状況

漁場名	事業種別	実施期間	整備規模(空m3)	事業主体	備考(事業名)
小田野沢地先	人工礁	H6～H13	44,911	青森県	人工礁漁場造成事業
六ヶ所地先	魚礁	H13～H19	33,688	青森県	広域漁場整備事業
六ヶ所地先	魚礁	H13～H17	5,654	六ヶ所村	漁港漁場機能高度化統合補助事業
三沢地先	魚礁	H13～H19	58,379	青森県	広域漁場整備事業
三沢地先	魚礁	H13～H17	6,039	三沢市	広域漁港整備事業
百石地先	人工礁	H5～H13	51,125	青森県	人工礁漁場造成事業

3 資源回復計画の目標

青森県では、平成2年度に策定したひらめ資源管理指針などにより全長35cm未満魚の再放流について県内全域でのヒラメの資源管理を進めてきた。しかし、本県太平洋海域でヒラメ漁獲の主体となる漁業種類の内、定置網漁業については漁獲されたものを再放流することは比較的容易であるものの、刺網漁業及び小型機船底びき網漁業で漁獲されたものは、へい死や魚体損傷により再放流が難しい。また、本県太平洋南部海域では刺網漁業及び小型機船底びき網漁業による若齢魚に対する漁獲圧が高く、資源は減少傾向にある。

このため、現状の資源管理を踏まえつつ、平成20年度から23年度の4カ年において、本計画により以下に示す小型魚保護による漁獲努力量の削減を行うことにより、過去5カ年の平均漁獲量550トンを維持することを目標とする。

4 資源回復のために講じる措置と実施期間

(1) 漁獲努力量の削減措置

小型ヒラメの保護を推進するため、刺網漁業及び小型機船底びき網漁業について次の期間・区域においてはヒラメを目的とした操業を自粛する。

漁法	期間	区域
刺網漁業	9月～12月	水深10m以浅の海域
小型機船底びき網漁業	〃	北緯41度以南の水深100m以浅の海域

※図7参照

(2) 資源の積極的培養措置

第5次県栽培漁業基本計画に基づき、引き続き全長50mm～80mmの種苗を放流し、資源添加を行う。

(3) 漁場環境の保全措置

餌料培養基質を備えた魚礁漁場を整備し、自然との共生に優れた環境を創造する。

5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

漁獲努力量の削減措置の確実な取り組みを行うと共に、必要に応じて漁業法等に基づく公的規制の措置を講じることを検討する。

6 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

資源の持続的利用を目指し、主に漁業者の自主的取組を尊重しながら実施することから、当面、経営安定策は実施しない。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

(社)青森県栽培漁業振興協会が行う沿岸漁場整備開発法に基づく放流効果実証事業としてのヒラメ種苗放流事業に対し必要な支援を行う。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

青森県の水産資源の持続的利用、漁業生産のより一層の回復・増大を図るため、漁場環境の保全措置を検討する。

7 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

県は、漁獲努力量削減措置の実施状況を毎年把握し、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

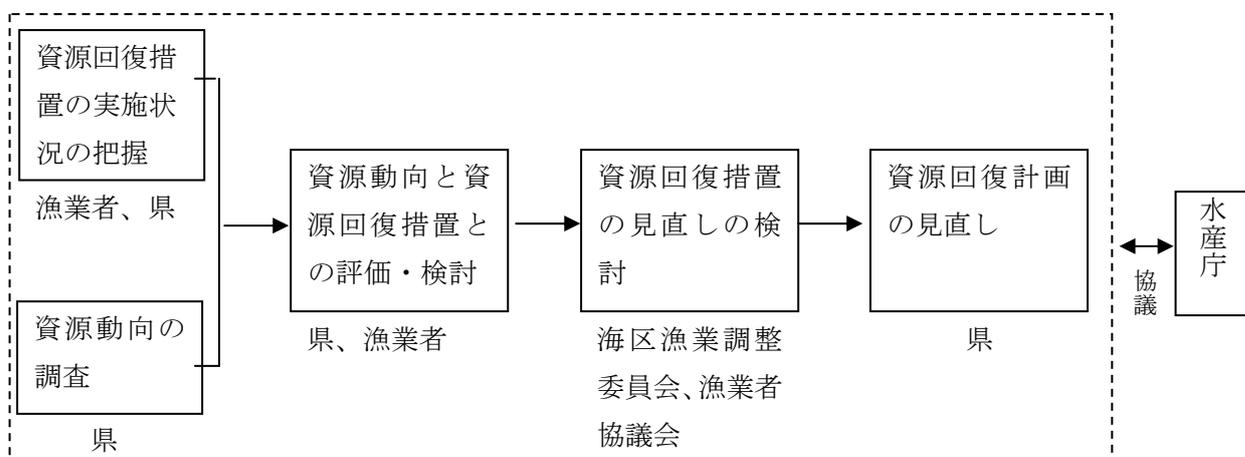
(2) 資源動向の調査

県水産総合研究センターによる調査研究により、資源状況の把握と資源評価を行う。

(3) 資源回復措置の見直し

県は、(1)(2)の結果を踏まえて、資源回復措置の評価をすると共に、必要に応じて資源回復措置の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8 その他

青森県は天然のヒラメ漁獲量が全国でトップクラスの「ひらめ王国」である（平成18年は全国1位。平成18年農林統計速報値）。また、昭和62年度に栽培漁業化を開始したのを契機に、昭和62年7月20日にヒラメを「県の魚」に制定し、平成19年で20周年を迎えるなど、ヒラメは本県を代表する最重要魚種の一つである。

このため本県では、長年、ヒラメについて資源管理や種苗放流を行ってきており、本資源回復計画を実行することにより更なるヒラメ資源の安定化を図ることとする。また、釣り漁業は刺網漁業に比べ小型魚の再放流と活魚出荷による単価向上が図られること考えられることから、将来、刺網漁業から釣り漁業への転換などを検討する必要がある。

資源回復計画は漁業者による漁獲努力量削減の取り組みを行って資源の回復を図るものであるため、広く情報提供を行い、県民等の理解を得ながら進めていくこととする。

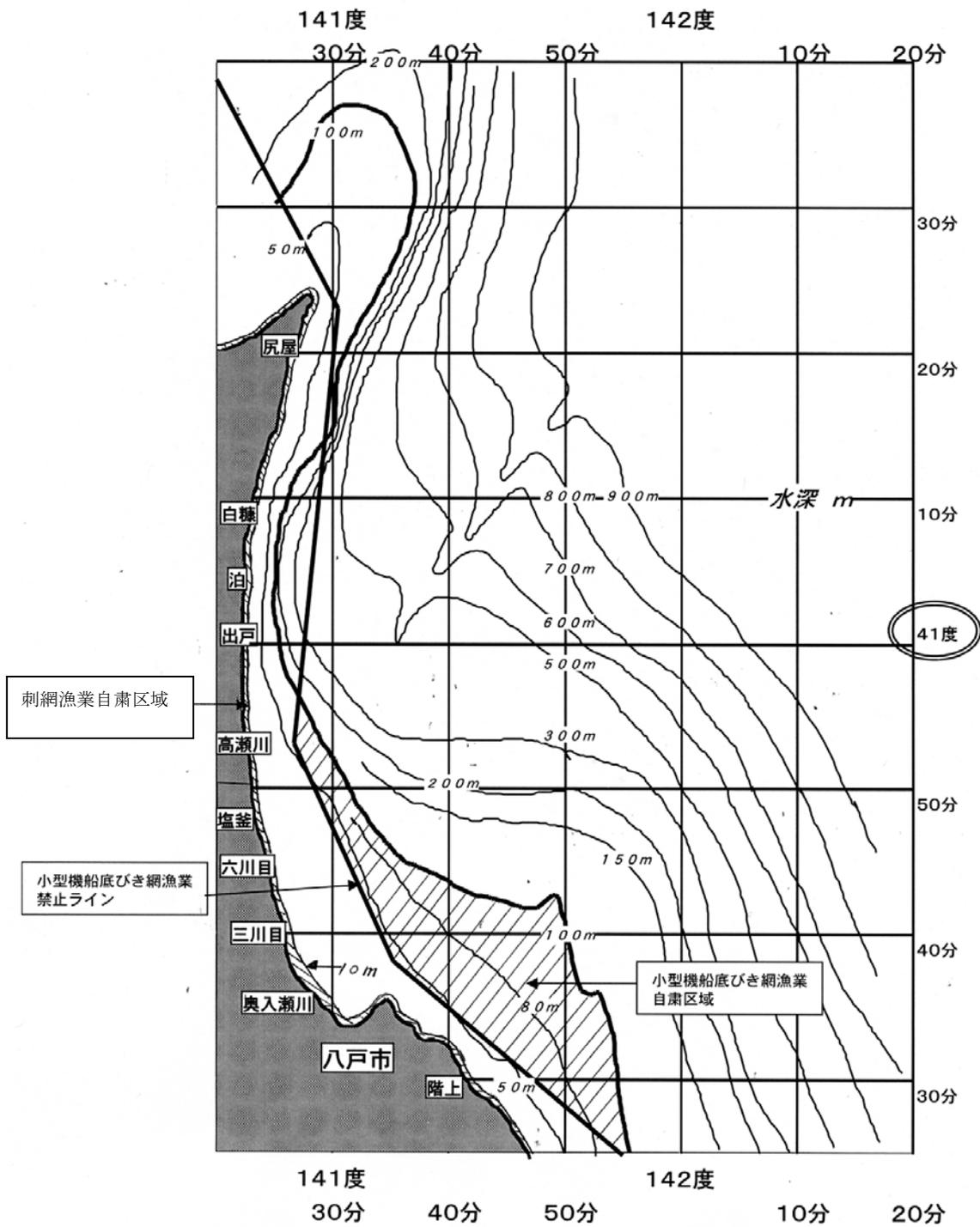


図7 操業自粛区域概念図